

○下田市中学生自転車損害賠償保険等加入に係る補助金交付要綱

令和元年8月23日教育委員会告示第13号

改正

令和3年6月22日教委告示第13号

下田市中学生自転車損害賠償保険等加入に係る補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車による事故に備え、及び交通安全に関する意識の高揚を図り、もって自転車の安全な利用の促進に資することを目的に、自転車に係る損害賠償保険等の被保険者又は被共済者である中学生の保護者に対し、予算の範囲内において下田市中学生自転車損害賠償保険等加入に係る補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、下田市補助金等交付規則（平成30年下田市規則第48号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車損害賠償保険等 自転車を利用する者がその利用により交通事故を起こして他人の生命又は身体を害した場合における被害に係る損害を補填することができる保険又は共済をいう。
- (2) 中学生 下田市立中学校に在籍する者で、自転車損害賠償保険等の被保険者又は被共済者であるものをいう。
- (3) 保護者 親権者、未成年後見人その他当該生徒を養育している者をいう。
- (4) 世帯 中学生の保護者が属する世帯をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、前条第3号に規定する保護者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、中学生に係る自転車損害賠償保険等の保険料又は共済掛金に要する経費とする。

(補助金の額及び交付の制限)

第5条 補助金の額は、1世帯につき補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、年額1,000円を

限度とする。

2 補助金の交付は、同一年度内に1回を限度とする。

(補助金の交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、中学生自転車損害賠償保険等加入に係る補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、中学生が在籍する下田市立中学校の校長（以下「校長」という。）を經由して申請書を市長に提出することができる。

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定により提出された申請書の内容を審査の上、交付の可否を決定し、中学生自転車損害賠償保険等加入に係る補助金交付決定通知書（様式第2号）又は中学生自転車損害賠償保険等加入に係る補助金交付却下通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助金の交付決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、中学生自転車損害賠償保険等加入に係る補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、その取消しに係る補助金について、期限を定めて既に交付した金額の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和3年6月22日教委告示第13号）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、現に旧様式により提出されている願、届等は、この告示の相当する規定及び様式により提出された願、届等とみなす。
- 3 この告示の施行の際、現に旧様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。